

第35回 社会福祉士国家試験対策
直前演習講座受講者 特典資料

法改正・最新テーマ総まとめ

これだけは押さえて合格しよう！

東京アカデミー 大宮校 講師 張

<社会福祉法改正>

令和2年社会福祉法改正(令和3年4月施行)

交付金と補助金	地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する 交付金及び国等の補助の特例の創設
住民主体を明記	地域福祉の推進は地域住民が主体となって行うものとされていたが、今回の改正で「 地域住民が主体である 」ことを明示
	社会福祉法第4条 「 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。 」
重層的支援体制整備事業	地域福祉計画に盛り込むべき事項(必要的記載事項)として「包括的な支援体制の整備に関する事項」を追加。
	社会福祉法第107条 ・市町村地域福祉計画に定めるべき事項 「 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 」
	・市町村地域福祉計画に定めることができる事項(任意事項) 「 重層的支援体制整備事業に関する事項 」
	重層的支援体制整備事業(「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うもの)を実施することができる旨が規定された。

重層的支援体制整備事業(社会福祉法)

市町村	市町村は重層的支援体制整備事業を実施することができる(任意)
事業内容	「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業
事業を実施する場合	事業を実施する場合は、上記の事業の実施は必須となる。
交付金	事業を実施する市町村には、交付金を交付する
「Ⅰ 相談支援」	包括的な相談支援の体制 ・属性や世代を問わない相談の受け止め ・他機関の協働をコーディネート ・アウトリーチも実施

「Ⅱ 参加支援」	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の取り組みで対応できる場合は既存の取り組みを活用 ・既存の取り組みで対応できない狭間のニーズにも対応 例) 生活困窮の状態にない引きこもり状態の者を生活困窮者の就労体験に受け入れる等
「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保 ・他分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート
I～Ⅲの方法	I～Ⅲを通じ、「 継続的な伴走支援 」「 他機関協働による支援 」を実施する。

＜令和2年度高齢者虐待実態調査＞

要介護施設従事者等による高齢者虐待

相談通報件数	2,097 件
虐待判断件数	595 件
相談・通報者	「 当該施設職員 」(26.7%)、「 当該施設管理者等 」(14.5%)、「 家族・親族 」(13.9%)
施設・事業所の種別	「 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 」(28.2%)、「 有料老人ホーム 」(27.1%)、「 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 」(13.9%)、「 介護老人保健施設 」(8.4%)
虐待の種別	「 身体的虐待 」(52.0%)、「 心理的虐待 」(26.1%)、「 介護等放棄 」(23.9%)

養護者による高齢者虐待

相談通報件数	35,774 件
虐待判断件数	17,281 件
相談・通報者	「 警察 」(31.2%)、「 介護支援専門員 」(25.4%)、「 家族・親族 」(8.1%)
虐待の内容	「 身体的虐待 」(68.2%)、「 心理的虐待 」(41.4%)、「 介護等放棄 」(18.7%)、「 経済的虐待 」(14.6%)
虐待者の続柄	「 息子 」(39.9%)、「 夫 」(22.4%)、「 娘 」(17.8%)